



今月のテーマ

損害保険について考える(自動車特約編)

近年、自動車保険と一口で言っても、一頃の補償内容と比較すると実に複雑になってしまった。

かつては、全保険会社横並びの内容で、いたってシンプルであったが、今は、あの特約この特約と、その範囲は大きく広がっている。補償であるわけだから、広く手厚ければ歓迎すべきものと思えるが、当然に保険料の負担もついてまわる。であれば、「本当に必要な特約なのか」「補償金額は妥当か」を改めてチェックする必要があるのではないだろうか…?とにもかくにも、自身の加入内容の全体像を殆どの方が把握しきれていない。

最も怖いのは、事故が発生して初めて必要な補償がカバーされていないことに気付かされることだ。実際に、事故による損害が発生し、請求権を持ちながらも放置されているという問題が起こっている。最近の電化製品や携帯電話などに例えると、大は小を兼ねるとばかりに多機能な機種を選んだ結果が、必要な機能だったり、使いこなせていなかったりしていることと同じだ。(自己反省です…。)逆に、必要な基本性能(安全性・省エネ性)が伴っていないこともある。

こと、自動車保険にいたっての問題は、電化製品などとは比較にならない程大きくなる可能性が高い。早目のチェックをしたいものだ。そのチェックポイントは次の通りだ。

1. 現在の契約内容(主契約・特約)の現状確認
2. 必要な特約が付帯されているのかどうか?
3. 不必要な補償が付帯されていないかどうか?
4. 補償金額は適正かどうか?

チェックするにも特約内容の意味が分からなければ、その必要性そのものの判断がつかなくなってしまう。昔むかし、学校の先生から“分からなかったらなぜ聞かないんだ”と、よく叱られたものだが、「分からぬところも分からぬ」という具合で、質問すら出来なかったものだ。(私だけでしょうか?)

そうならないよう、今月はその代表的な特約の内容で、且つお勧めの特約の一部について解説しよう。



”365日24時間、お車のトラブルのときに駆けつけます！”というのがそれであるが、主な内容は次の通りだ。

- ① レッカーサービス：事故または故障・トラブルにより自力走行不能となつた場合に、現場から一定距離内の修理工場等まで、レッカーや牽引・引・搬送を無料で行う。
- ② 落輪・乗り上げ時の引き降ろし：側溝などの落輪や縁石等への乗り上げにより自力走行不能となつた場合に、ご契約のお車の引き上げ・引き降ろし作業を無料で行う。

特約の形態

特約の中でも、自動付帯で保険料の伴わないものと、任意加入で保険料の伴うオプションとに大別される。

自動付帯の方は、自動がゆえにその補償に対する認識が希薄なため、請求しないケースが見られる。任意加入の方は自らが選択して加入していることになつてはいるが、長くなつて機械的に更新を繰り返しているうちに、その存在を忘れているケースが少くない。いずれにしても、改めてその内容を確認してみようではないか。

ロードアシスタンスサービス(自動付帯)

生活

つぶやき「がんちゃん」の 知恵袋



Vol-42

一生懸命
つぶやきます

■プロフィール
さいとう ひろかつ
齋藤廣勝
株式会社
トータルライフサポート代表取締役

■CFP®サーティファイドファイナンシャルプランナー
■1級ファイナンシャルプランニング技能士
■日本商工会議所 年金退職金等認定講師
■住宅ローンアドバイザー



③バッテリー上がり：バッテリーの点検、ジヤンピング（バッテリーあがりの車両にケーブルをつないでエンジンをスタートさせる）を行う。

④タイヤのパンク：タイヤがパンクした際の「スペアタイヤ交換」を行う。

⑤鍵の閉じ込み紛失：カギの閉じ込み、紛失または盗難の際、ドアキーの開錠を行う。

⑥ガス欠：外出先でガス欠になった場合、ガソリンまたは軽油を最大10リットルまで無料で届けてくれる。

⑦その他：自力走行不能となつた現場での応急作業を行う。

これらのトラブルは、多くのドライバーが一度や二度は心当たりがありそうな感じだが（私だけか…？）自動付帯でありながら、ありがたいサービスだ。JAFによるサービスと重複する部分も多い。両方に入つていれば、より安心であろうが、自動車保険の加入者は、これらのサービスが受けられる「ことを忘れないで欲しい。

対物差額修理費用補償特約

対物事故による相手自動車の実際の修理費が、相手自動車の時価額を上回った場合に、修理費と時価額の差額を支払うというものだ。

対物賠償責任保険を無制限で付けていたとしても、相手が車を修理したいと言い、その修理費が時価額を超えてしまった場合、無制限に支払うものではなく、あくまでもその車の時価までしか、補償されないことになつてしまふ。要するに、相手の車が古く時価が10万円だとすれば、仮に修理金額が50万円だったとしても、対物賠償では10万円が限度となる。

この時に出番となるのが、この特約で、修理費用の差額40万円（50万円が限度）を支払うといふものだ。このトラブルは結構あるだけに

つけておきたい特約の一つと言えるかもしだい。

③被保険者が自動車事故によって、身体や財物に被害を被り、相手の方に損害賠償請求を行ふ場合、または自動車事故によって、被保険者に法律上の賠償責任がないにもかかわらず、損害賠償請求された場合に、弁護士費用や法律相談における費用について保険金を支払うというもののだが、これでそつか分かつたとなる方がどれだけいることだろうか…？

少し詳しい人は、自動車保険には示談交渉サービスがついているのに、「なぜこの特約が必要なんだ」と疑問に思うかもしれない。しかし、示談交渉サービスは自らが加害者だったり、過失のある場合に使えるサービスであつて、被害者・もらい事故の場合には、保険会社は示談交渉などの代行が出来ないことになっている。

したがつて、「加害者側が駄々をこねて損害賠償に応じてくれない場合」や、こちらに「法律上の賠償責任がないにもかかわらず、損害賠償請求された場合」の、相手への損害賠償請求および示談交渉などの費用を支払つてもらうというものである。複数の車を所有している場合でも、家族の中の1台に付いているだけで、他の車での事故にも対応できる。重複しているケースが多いので、是非ともチェックしていただきたい。

弁護士費用等補償特約

与え、法律上の損害賠償責任を負担した場合に、「契約の保険金額（＝契約金額）を限度に保険金を支払う」というものだ。

具体的な補償内容は次のようなものだ。

①奥様が買い物中に棚の商品を落として破損させてしまった。

②ペットのワンちゃんが近所の子供に噛みついて怪我をさせてしまった。

③子供が自転車に乗つて隣の家の車に接触し傷をつけてしまった。

④自宅前でキヤッチボールをしていたところ、通行人にボールが当たつて怪我をさせた。

などなどだが、これを見ると自動車保険の補償としては、およそ関係がない。逆に自動車事故に関係する場合は支払うことが出来ない。

じゃあ何故？という疑問が出てくるが、もともと、この保険は単独の契約として存在しているが、年間保険料も2～3千円と低いこともあり、殆どの保険会社が単独の引受を廃止し、自動車保険・火災保険・傷害保険などに特約として付けるしか手段がなくなつてしまつたからである。この保険は、日常生活の殆どの場面における、身体・財物に与えた損害を賠償できるというものだ。

ありがたいことに、保険の対象者は本人だけでなく、同居の親族（仕送りを受けている別居の大学生などの全員が対象だ。当然、保有の車1台にだけ付けることでOKであるし、契約中の火災保険に特約として付けることも出来る。是非とも備えておきたい特約の一つだ。

個人賠償責任特約

記名被保険者およびその家族の方が、日本

国内外での日常生活における偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人の財物に損害を

3回に渡つて自動車保険を解説してきたが、細かく見ていたら終わりそうに無いので、来月号からはテーマを変えようと思う。内容は次号で…。



来月号は…！